

届け出は 14日以内に

こんなときには
必ず届け出を
してください。



こんなとき

持参するもの

国保に入るとき

他市区町村から転入してきたとき
他の健康保険をやめたとき
生活保護を受けなくなったとき
子どもが生まれたとき
外国人が入るとき

印かん、転出証明書
印かん、健保の離脱証明書
印かん、保護廃止決定通知書
印かん、保険証、母子健康手帳
外国人登録証明書

国保をやめるとき

他市区町村へ転出したとき
他の健康保険へ入ったとき
生活保護を受けることになったとき
死亡したとき
外国人がやめるとき

印かん、保険証
印かん、国保と健保の保険証
印かん、保険証、保護開始決定通知書
印かん、保険証、死亡を証明するもの
保険証、外国人登録証明書

その他

退職者医療制度に該当したとき
退職者医療制度に該当しなくなったとき
住所、世帯主、氏名などが変わったとき
保険証をなくしたり、よこれて使えなくなったとき
長期旅行などで別個の保険証がほしいとき
修学のため、子どもが他の市区町村へ下宿するとき

印かん、年金証書、保険証
印かん、保険証
印かん、保険証
印かん、保険証、身分を証明するもの
印かん、保険証
印かん、保険証、在学証明書

わたしたちは、いつ病気になったり、けがをするかわかりません。国保に入っていると、医療費の一部を支払うだけで安心してお医者さんにかかることができます。それは、いざというときの医療費をみんなで保険料(税)を出し合って支えているからです。しかし、届け出が遅れたり、特別な理由もなく保険料(税)を滞納したりすると、この支え合いのしくみが成り立たなくなってしまい、医療費の全額自己負担ということにもなりかねません。国保の健全な運営のためにも届け出や保険料(税)の納付などのルールを守ってください。それは、あなたの健康を守ることになるのですから。